

参考事項

(別記)

分譲地内における別荘等の建築について留意事項

あなたが購入した分譲地は、県立自然公園の特別地域内であるので、熊本県立自然公園条例第21条第4項各号列記の行為を行うに当たっては、県知事の許可を受けなければなりません。また、分譲地に建築物を新築する場合には、下記の事項に従った方法で行われなければ熊本県立自然公園条例による許可を受けられませんので、注意願います。

記

- 1 保存緑地とされた土地には、工作物を設置しないこと。
- 2 建築物は2階建て以下とし、その高さは10m以下とすること。
- 3 敷地面積（敷地内に保存緑地とされた土地を含む場合は当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）は、1区画1000㎡以上とし、建築物は、原則として1区画1棟とすること。
- 4 建築物の水平投影面積の敷地面積に対する割合は、20%以下とすること。
- 5 建築物に係る土地の地形勾配は、30%以下とすること。
- 6 建築物の水平投影外周線は、道路及び隣地境界より5m以上離すこと。
- 7 建築物の水平投影面積は、2,000㎡以下とすること。
- 8 建築物の屋根の形は、陸屋根を避けて勾配屋根とすること。
- 9 建築物の外部の色彩は、原色を避けて周囲の自然と調和を図ったものとすること。

別記様式第 1

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

県立自然公園普通地域内における に係る届出
について

年 月 日付けで熊本県立自然公園条例第 3 1 条第 1 項の規定により届出があったこのことについては、年 月 日付けで受理しました。

つきましては、年 月 日以降届出に係る行為に着手して差し支えありません。

なお、当該行為の実施に当たっては、下記の事項を遵守してください。

記

- 1 行為地
- 2 行為の内容
- 3 遵守事項

(1) 他の法令の許認可については、適正な手続きを行うこと。

(2) 別添「届出済表示物」は、行為箇所の入り口等一般に周知できる箇所に掲示すること。

(3) 行為完了後速やかに、「自然公園地域内行為完了報告書」に「完成カラー写真」及び交付した「届出済表示物」を添えて県知事（地域振興局農林部林務課（森林保全課））に報告すること。

別記様式第 2

熊本県立自然公園条例第 3 1 条第 2 項の規定による禁止、制限に関する意見書

公園計画との関係	
行為地及び行為地 周辺の状況	
施行方法の適否	
公園の風景又は行 為地周辺の環境に 及ぼす影響	
禁止、制限又は必 要な措置に関する 意見	
他法令による処分 の状況	
土地所有者の諾否	

別記様式第3

年 第 号
月 日

様

熊本県知事

熊本県立自然公園条例第31条第4項の規定に基づき、次の届出に係る同条第3項の期間を下記のとおり延長する。

自然公園名 _____
行為の種類 _____
届出年月日 _____

記

延長する期間
延長する理由

別記様式第 4

着手制限期間短縮措置願

年 月 日付けで提出しました 県立自然公園普通地
域内における行為について、熊本県立自然公園条例第 3 1 条第 6 項の規定に基づく
着手制限期間を短縮されるようお願いいたします。

年 月 日

住 所
氏 名
電話番号

熊本県知事 様

1 希望する期日 年 月 日

2 短縮措置を希望する理由

別記様式第6

第 号
年 月 日

環境生活部長 様

地域振興局長
(公印省略)

熊本県立自然公園条例違反行為について(報告)

標記について、別紙のとおり報告します。

(別紙)

(1)発見日時	
(2)違反行為の種類	
(3)行為者の住所 氏名	
(4)行為の場所	
(5)違反行為の概要	
(6)措置状況	
(7)他法令に規定 による処分の状況	
(8)違反行為の処 理に対する意見	
(9)その他参考事 項	

(備考)

- 1 「違反行為の種類」欄には、工作物の新築、土石の採取等行為の種類を記入すること。
- 2 「違反行為の概要」欄には、天然色写真を添付すること。
- 3 「違反行為の処理に関する意見」欄には、措置内容案（注意案文を含む）とその理由を記入すること。
- 4 「その他参考事項」欄には、既許可（処分）の行為である場合には、その日付、番号及び条件（処分）の内容を記入すること。
なお、当該違反行為に対する処分に関する意見を記入すること。
- 5 行為の場所を示した縮尺 1:25,000 程度の地形図、縮尺 1:5,000 程度の概況図等を必要に応じて添付すること。